

令和 8 年度における国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の
中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「本研究所」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本研究所は、令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 30 億円、比率が 65.0%以上となるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約については、前年度までの実績を上回るよう努めるとともに、金額が約 1 千万円以上、比率が 0.5%以上となるよう努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本研究所は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

2 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規

模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

本研究所総務部会計課契約係の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。また、その発注にあたっては、分離・分割発注を検討する等の中小企業・小規模事業者の受注機会を確保することにも配慮するものとする。

6 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たって、著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値及び利用目的等を十分に考慮し、当該知的財産権の帰属、利用範囲、利用期間及び対価等について、契約書等により明確にするものとする。

知的財産権については、発注者に無償で譲渡させることを当然の前提とすることなく、発注目的、利用範囲及び財産的価値を踏まえて、適切な取扱いとなるよう努めるものとする。また、コンテンツの創造、保護及び活用に関する契約については、必要に応じてコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約書のひな型等の活用を検討するものとする。

7 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競

争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

8 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行確保の観点から地域性が重要となる場合には、競争性及び公正性を確保しつつ、適切な地域要件を設定するよう努めるものとする。

9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

隔地施設等において消費される物件、役務等の調達について、少額の随意契約による場合には、契約の内容、履行確保その他の事情を勘案し、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする

10 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たっては、受注者の資金繰りに配慮し、業務内容及び契約の性質に応じて、部分払、毎月払い等を行うことについて検討するものとする。特に、人件費比率の高い役務契約については、業務内容に応じて部分払等を行うよう配慮するものとする。

11 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料費、人件費、エネルギーコスト等の最新の実勢価格、契約期間中に通常見込まれる価格変動、最低賃金の改定額その他必要な要素を適切に反映して積算を行い、適正な予定価格を作成するものとする。特に、人件費については社会保険料相当額等を適切に考慮するとともに、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務については、契約期間中に見込まれる最低賃金の改定額についても考慮するものとする。燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、最新の実勢価格及び需給状況等を考慮するよう努めるものとする。また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等については、適正な運賃が確保されるよう、「標準的な運賃」、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の必要なコストについても適切に考慮するよう努めるものとする。

入札説明等の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるよう、ダンピング防止について周知するものとする。低入札価格調査制度の対象となる契約については、当該制度を適切に活用するとともに、必要に応じて制度の対象及び基準等の整備を図るものとする。低入札価格調査を行う場合には、入札価格の内訳書、履行体制、経営状況等を確認するとともに、人件費、原材料費、エネルギーコスト等について実勢価格に沿った単価となっているか、業務に必要な工数が適切に計上されているか等を確認し、入札価格の妥当性を判断するものとする。なお、最低賃金額の改定が契約期間中に見込まれる役務

契約については、契約締結時に適切な価格での単価見直しを行う旨の条項を設定することについて検討するものとし、契約後に最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、申出があった場合には適切に対応するものとする。

1 2 価格転嫁・取引適正化の取組

本研究所は、令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえ、原材料費、エネルギーコスト、労務費等の上昇を適切に契約価格に反映し、中小企業・小規模事業者との価格転嫁・取引適正化を推進するため、次の取組を行うものとする。

(1) 適切な予定価格の作成

予定価格の作成に当たっては、原材料費、エネルギーコスト、労務費等の最新の実勢価格を適切に反映するものとする。また、労務費については、最低賃金の改定その他の社会経済情勢を考慮するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の趣旨を踏まえるものとする。

(2) 価格交渉・契約変更への適切な対応

契約後に労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額の変更について適切に協議するものとする。価格交渉に当たっては、一方的に価格を決定することなく、受注者と迅速かつ適切に協議するとともに、受注者が提示する公表資料等を合理的な根拠として尊重するものとする。

(3) 受注者への不利益な取扱いの防止

受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出たことを理由として、次回以降の発注における指名、選定その他の取扱いにおいて不利益な取扱いを行わないものとする。また、これらの取扱いについて、入札説明会、入札説明資料、契約時等において周知するものとする。

(4) 長期契約等における配慮

複数年度にわたる契約その他契約期間が長期に及ぶ契約については、契約期間中の物価、賃金その他の経済情勢の変化を適切に把握し、必要に応じて契約金額の見直しについて協議するものとする。また、再委託等が行われる場合には、再委託先等についても適切な価格転嫁が図られるよう配慮するものとする。

(5) 取引適正化及び相談体制

契約内容、履行条件、支払条件等を可能な限り明確にするとともに、受注者に

一方的な負担を求めることのないよう適切な契約事務を行うものとする。また、価格転嫁、契約金額の変更その他取引条件に関する相談については、「官公需相談窓口」において適切に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本研究所は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「調達ポータルサイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

本研究所総務部会計課契約係の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(5) 調達ポータルサイトの活用による調達の推進

「調達ポータルサイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等

の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

(6) スタートアップ等の活用

高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等について、契約の履行確保、競争性及び公正性に留意しつつ、スタートアップ技術提案評価方式その他の活用可能な制度について情報収集及び検討を行い、受注機会の増大に努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、契約の目的・性質、競争性及び公正性に留意しつつ、適切な活用にも努めるものとする。また、官公需適格組合制度について、調達担当部局に対して周知を行い、活用事例等を参考として、受注機会の増大を図るものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本研究所の全ての部局に適用する。

2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握、みなし大企業の確認その他制度運用状況を適切に把握するとともに、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図るものとする。

3 価格転嫁・取引適正化の取組状況の把握

価格転嫁・取引適正化の取組について、契約金額の変更、契約変更の協議、受注者からの価格協議の申出への対応、複数年度契約における協議の実施状況その他必要な事項を適切に把握し、今後の契約事務の改善に活用するよう努めるものとする。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。